

出身者、ふるさと納税利用……

地元ゆかりの人に「住民票」

埼玉県和光市や鳥取県日野町など全国の8市町村が20日、地元出身者やふるさと納税利用者など地元と関わりがある人は、住民票がなくても公共施設利用などで一定のサービスを受けられる「ふるさと住民票」制度を創設すると発表した。「ふるさと住民」の身分を示す共通デザインのカード発行も検討する。移住や地域振興など地方創生に結びつきたい考えで、他の自治体にも参加を呼びかける。

他の参加自治体は、北海道のニセコ町と本別町、福島県

飯舘村、群馬県太田市、同県下仁田町、香川県三木町。飯舘村は東京電力福島第一原発事故のため全村避難中で、制度では災害による長期避難者の利用も想定している。

全国8市町村

サービスは、通常より安い住民料金での公共施設利用や、伝統行事の案内などを想定。条例改正した上での住民投票参加も検討する。詳細は各自治体の実情に応じて決め

る。日野町は、今年度補正予算案に事務費約30万円を計上し、年内に導入。和光市と三木町は来年度中の導入を目指している。

20日は、制度の呼びかけ人の首長と有識者が東京都内で記者会見し、松本武洋・和光市長は「転勤などで一時的に住んでいた人とのつながりがあれば、定住先を選ぶ決め手になる」と話した。福嶋浩彦・中央学院大教授(地方自治)は「自治体が自ら取り組むこうした試みが地方創生の推進に大事だ」と指摘した。